

第 2 2 回山梨県環境保全審議会会議録

- 1 日 時 平成 2 0 年 2 月 1 3 日(木)午後 1 時 3 0 分～
- 2 場 所 古名屋ホテル 2 階「バンヤンツリー」
- 3 出席者 委員(敬称略)赤岡和代、飯窪さかえ、石井迪男、石川 恵、
岩附正明、加藤英雄、金子栄廣、岸 ユキ、三枝正文、
佐藤章夫、塩沢久仙、篠原滋美、高村忠久、角田謙朗、
内藤順造、中井道夫、中込司郎、中村 司、中村照人、
中村文雄、堀内直人、望月秀次郎、山本紘治、湯本光子、
渡辺勝美
県 今村森林環境部長、入倉理事、土屋次長、河西技監
後藤森林環境総務課長、佐野循環型社会推進課長、
石山大気水質保全課長、樋口環境整備課長、
相沢みどり自然課長、横森廃棄物不法投棄対策室長
- 4 次 第
 - (1) 第 2 2 回審議会
 - ア 開会
 - イ 議事
 - ウ その他
 - (2) 閉会
- 5 議事に付した事案の件名
 - (1) 平成 2 0 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について
 - (2) 新たな「山梨県ごみ処理広域化計画」(案)について
 - (3) 指定希少野生動植物種等の指定について
 - (4) 温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について
 - (5) 地球温暖化部会の設置について

6 議事の概要

13:30	1 開 会
司会 (篠原総括)	本日、委員の皆様には、お忙しいところご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。 ただ今から、第22回山梨県環境保全審議会を開会します。 私は、本日の司会を務めます、森林環境総務課 総括課長補佐の篠原です。よろしくお願いいたします。 はじめに今村 森林環境部長 よりごあいさつを申し上げます。
	部長あいさつ
今村部長	部長あいさつ
	会長あいさつ
司会	つづきまして、中村会長 からごあいさつをいただきたいと思います。
中村会長	会長あいさつ
司会	ありがとうございました。
	2 議 事
司会	次に、本日の資料の確認をお願いします。 事前にお送りさせていただきました資料といたしまして 本日の「次第」 資料 1 平成20年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について 資料 2 新たな「山梨県ごみ処理広域化計画」(案)について 資料 3-1 指定希少野生動植物種等の指定について 資料 3-2 山梨県希少野生動植物種保護基本方針 資料 4 温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について 資料 5 地球温暖化対策部会の設置について の7点

<p>司会</p>	<p>それに、本日、お手元にお配りしました資料といたしまして「座席表」 以上の8点の資料がお手元にありますでしょうか。 資料が無い方はお申し出ください。</p> <p>次に、本日の出席状況についてであります。本審議会の委員は30です。本日は、そのうち、24名(後に25名)の出席をいただいております。過半数に達しておりますので、規程により本審議会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。本審議会の議長は、会長があたることとなっておりますので、これからの議事の進行は会長にお願いいたします。中村会長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>はじめに、審議事項(1)「平成20年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について」を議題とします。事務局から説明願います。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>資料 1により、大気水質保全課長が計画(案)を説明</p>
<p>会長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>12ページの定期モニタリング調査について、16ページに別表があり、モニタリング調査では、観測地点で汚染が数年連続して環境基準以下となっていることを確認した上で終了することとなっています。</p> <p>別表4を見ますと、揮発性有機化合物(が観測される地点)の平成の1桁代(平成9年以前)の観測地点がずっと残っています。これは、環境基準達成が確認できずに残っているため継続していると理解してよろしいか。</p> <p>また、平成2桁代(平成10年以降)になってから硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の観測地点が増えています。有機性の場合は工業地帯ということが想定できますが、亜硝酸性窒素は、果樹地帯等農村地帯で使用されている肥料や農薬関係由来のものと考えられます。</p> <p>平成1桁代から続いている(揮発性有機化合物)のは、まだ汚染物質が検出される。あるいは、(汚染観測地点の増加にみられる)最近</p>

<p>大気水質保全課長</p>	<p>の農薬肥料と思われる亜硝酸性窒素が増えている。このようなことを鑑みたときに、担当は、どのように理解をして、どのような対策等を講じているのか確認をしたいと思います。</p> <p>まず、モニタリング調査ですが、揮発性有機化合物につきましては、法規制前に大量に使用されたものがあり、現在でも各地で観測されている状況にあります。これらについての観測継続の目途についてですが、調査を行うほど観測されるため、調査地点も増加してまいります。平成11年度に環境省から水質モニタリング方式効率化指針が提示され、この中で調査地点で2～3年連続して環境基準以下となり且つ汚染範囲内の全ての地点が年平均値で環境基準を下回ったものについては、観測を終了してよいこととなっています。</p> <p>県では、過去の観測データを解析し、3年以上環境基準を下回り且つ周辺の全ての井戸の観測も基準以下となっていること、そして経年の変化が減少傾向にあることを確認して、観測を終了することとしております。ただし、揮発性有機化合物については、だいぶ前から検出されているケースが多く、また分解生成物として観測されているため、効率化指針によっても終了できない地点が掲載されています。</p> <p>現在までに4地点の調査を終了しましたが、掲載の地点での観測は終了できない状況にあります。</p> <p>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の観測点の増加につきましては、平成11年度にフッ素、ホウ素及び硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が有害物質として指定され、以来調査を実施しています。</p> <p>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の汚染原因は化学肥料や家畜の排泄物、生活排水及び自然系からも供給されています。</p> <p>窒素は自然界の中で循環しています。窒素の検出は、様々な原因があり、面的な汚染となっているため、原因が特定しづらい状況にあります。全国的に4.3%と高率で検出されている物質です。このため、本県においても、検出が増えている状況にありますが、農業系由来の汚染につきましては、低減を図らなくてはならないため、施肥対策等を講じております。具体的には、県農政部において山梨環境保全型農業基本指針を策定して、化学肥料の削減や堆肥等の遅効性肥料の使用についての指導等を行っています。家畜の排泄物につきましては、野積み処理の抑制等に取り組んでおります。</p> <p>生活排水対策につきましては、生活排水処理施設の整備構想を掲げて、排水が放流されないような合併浄化槽等の普及を図ることで</p>
-----------------	---

<p>会長</p>	<p>人為的に排出される窒素につきましては、抑制を進めることとしております。</p> <p>自然系の窒素につきましては、難しい部分がありまして、国でも平成17年度に地下水のモニタリングのあり方に関する検討会を設置して検討しておりますが、全国的にも、増加する傾向にあるため、モニタリングのあり方について検討が加えられております。この動向を見ながら、効率化の指針が示されたものにつきましては、県の指針を作成し対応していこうと考えております。現状、窒素の検出は増加傾向にあります。</p> <p>観測点が新規に1地点加えられたこと以外は、大きな変更は無いとのことです。</p> <p>ご意見がなければ、「平成20年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)」については、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、当審議会として、県からの諮問のとおり、異議ない旨決定されましたので、そのように県に回答したいと思います。</p> <p>続きまして、審議事項(2)「新たな『山梨県ごみ処理広域化計画』(案)について」を議題とします。事務局から説明願います。</p>
<p>環境整備課長</p>	<p>資料 2により、環境整備課長が計画(案)を説明</p>
<p>会長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。この件につきましては、1月25日に廃棄物部会が開催されましたので、部会での検討内容について金子部会長さんからご報告願います。</p>
<p>廃棄物部会長</p>	<p>廃棄物部会において検討した結果を報告します。出された意見は主に2点に集約されます。</p> <p>1点目は、ごみ処理施設の位置付けに関することです。ごみ処理については、3R、リデュース、リユース、リサイクルの視点が重要であり、ごみを減量化あるいはリサイクルしても、どうしても残ってしまうものを焼却するという流れを計画の趣旨として前面に出すべきである。「まず、焼却ありき」ではなく、広域化のメリットを踏まえた上で、結果としてごみ処理施設の整備の方針を示すよう</p>

	<p>な流れを、図等を用いて分かりやすく説明するようにするのがよいというものです。</p> <p>2点目は、住民の役割についてです。住民自らごみ排出抑制やリサイクル等の推進に努め、市町村のごみ処理施策に協力することだけではなく、住民の自主的な活動への参加についても、「住民の役割」に加えてはどうか。また、県や市町村も人材の育成などをおして、住民の自主的活動がしやすい環境整備を推進する必要があるのではないかという意見です。</p> <p>これらの意見につきましては、部会後に、事務局で検討を行い、構成の見直し、ごみ処理広域化に関するイメージ図の作成、字句の修正がなされ、本日の計画(案)に反映されています。</p>
会長	<p>それでは、この件につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>素晴らしい案であると思います。様々なことが全て網羅されていると思います。金子部会長さんからもご説明がありましたが、住民としては、例えば、スーパーに物を買に行っても、日常の食料品であっても、過剰な包装が目につきますが、このような点は、事業者側から、改善していただかないといけないと感じております。そういったことも、この計画(案)に組み入れてありますが、部会では、そのような意見もあったのでしょうか。</p>
廃棄物部会長	<p>今のご意見は、直接住民と接点を持つスーパーや小売店等の事業者さんの話かと思います。部会においては、その点についての意見は具体的にはございませんでしたが、当然、広域化計画(案)の上に位置付けられている廃棄物総合計画でこの点について、盛られておりますので、ごみ処理広域化計画とは、別の観点から、議論されるべきと考えております。</p>
委員	<p>確認として、この計画では、平成30年度までに10施設を半分の5施設にし、さらに将来的には、各ブロック1施設にするという計画だと思いましたが、ダイオキシン類の発生の抑制やごみ処理の効率化のために広域化することは、大変に結構だと思いましたが、広域化自体が目的ではないと思います。</p> <p>既往の施設は、ある程度ダイオキシン類対策の基準を満たしていると思いますが、さらに、これを広域化して集約するという場合に</p>

	<p>は、それなりのメリットが必要だと考えます。これらについては、十分に検討されていると思いますが、広域化した場合にスケールメリットはあると思いますが、一方で広域化による、ごみの運搬コストや、使用できる施設を廃棄して、施設を新設しなければならないという面もあるかと思います。そういったことも考慮して、3ページにありますような、コストの縮減というような、維持管理コストが平成8年度の66億円から平成29年度の58億円に下がると、さらに各ブロック1施設にすれば、もっと下がるということなんでしょうけども、そういうこともあわせて、新しい施設を造らなければならないということも、十分検討されたことと思いますが、確認させていただきたいと思います。</p>
<p>環境整備課長</p>	<p>資料12ページに「広域化の効果」という項目で、マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル、ダイオキシン類の削減、最終処分場の延命化、公共コストの縮減という項目をあげて、広域化の効果について記載しております。</p> <p>このうち、公共コストの縮減の検証については、6ページにありますように、数値で具体的に示すことができないとしておりますが、集約化が図られればスケールメリットにより建設や維持管理のコストの縮減が図られているということについて、検討を行っております。</p>
<p>委員</p>	<p>資料に示されている数字が、維持管理コストだけだと、建設コストは、除かれているのかと感じましたが、そういったことはない訳ですね。建設や従来の施設の廃棄コストを含めて、メリットがあるということと考えるとよろしいでしょうか。</p>
<p>環境整備課長</p>	<p>資料17ページの表2の2の3にありますように、ごみ焼却施設の建設コストにつきましては、規模が大きくなるほど(ごみの単位重量あたりのコストは)、低下しています。規模が大きくなるほど、コストは縮減されるということでございます。</p> <p>ごみ処理コストにつきましては、10万人以上30万人未満くらいの規模になった方が、(単位重量あたりの)処理コストが安いという調査結果があります。</p>
<p>会長</p>	<p>今の質問の趣旨は、広域化することによって様々なスケールメリットが生ずると考えられるが、広域化に伴う費用等のデメリット部</p>

環境整備課長	<p>分があると考えられる。そのバランスについて十分に検討がなされているでしょうかということかと聞かせていただきました。</p> <p>この計画の中では、ある種の形での広域化の妥当性を検討されていると理解してよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>そのような検討を行っております。</p>
委員	<p>広域化の効果は、デメリット部分をカバーする効果があるとのことでございます。</p> <p>ごみ処理というのは、市町村に課せられた責務であると理解していましたが、計画(案)の35ページにあります。計画を策定していくときには、まず「協議会を立ち上げる、ブロック会議を設置します」とあります。そして構成は各市町村で構成するということなのですが、この会議を指導している県は側面からだけ、支援しますということですが、施設の集約の仕方としては、各市町村で色々な意見を出し合ったなかで、地域設定等すべて、市町村の方ですということでしょうか。</p> <p>それとも、県の方で、素案のようなものを示していただいて、各市町村が集約されていくと理解してよろしいでしょうか。どちらと理解すればよいでしょうか。</p>
環境整備課長	<p>ごみ処理広域化計画は、1つの目安ということで、県の方でこういう方針で行ったらどうかということを示したものです。強制して実施していくということではなく、こういう方向で進んでいってほしいという計画でございます。</p>
委員	<p>では、各ごみ処理計画の主体は、市町村が主体であると理解してよろしいですか。</p>
環境整備課長	<p>主体は市町村です。</p>
委員	<p>各施設の更新時期にあわせて、廃止していくと伺いましたが、各施設の更新時期が違いますから、耐用年数が大分違うと思います。その場合は、どのような集約の仕方をしていくのでしょうか。</p>

	<p>一番最後まで残る一番新しい施設がありますね。一番最後の一番新しい施設の更新時期まで、最後のところは搬入するというようにするのでしょうか。それとも更新時期が来たところから、新しいところに持って行ってもいいというような計画の方向性を立てるのでしょうか。</p>
<p>森林環境部長</p>	<p>施設の更新にあたっては、各市町村や広域事務組合において、この計画をたたき台といいますか、ベースに使って検討していただいではいかがでしょうかということでございます。</p> <p>もちろん別の方法もあるでしょうし、施設の延命化という考え方もでてくるかも知れませんが、それぞれの市町村の考え方、ブロックを構成する市町村の考え方が、当然あるわけでございますので、それらを踏まえて検討を進めていただければという意味合いをもって、この計画を作らせていただいていますので、ぜひ、ご理解をいただきたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>それでは、「新たな『山梨県ごみ処理広域化計画』(案)」について、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、当審議会として、県からの諮問のとおり、異議ない旨決定されましたので、そのように県に回答したいと思います。</p> <p>続きまして、審議事項(3)「指定希少野生動植物種等の指定について」を議題とします。事務局から説明願います。</p>
<p>みどり自然課長</p>	<p>資料 3により、みどり自然課長が説明</p>
<p>会長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>種の指定について異存はありません。資料にあるように保護のあり方について、よく書かれていると思います。</p> <p>ただ、最近、野生動物による被害があると思います。野生動物の生息個体数が増えて、色々なものを浸食していくということと、も</p>

	<p>う一点は外来種でセイタカアワダチソウが日本固有の色々なものを壊していく、(生息)環境を破壊していくのではないかと地域にいて感じます。ススキですらセイタカアワダチソウに負けてしまうのではないかと恐ろしいほど、セイタカアワダチソウというのは強い種では無いかと危惧をしています。</p> <p>保護のあり方の中に、自然保護で叫ばれているようなことを少しだけ載せておいて欲しいと思います。</p> <p>いわゆる野生動物による被害をどのように防いでいくとか、外来種についてどのような対策がとれるかといったことまで考えていただけたら、うれしいと思います。要望でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ご意見がございましたら、どうぞ。</p>
<p>みどり自然 課長</p>	<p>この希少種条例につきましては、人為的なものを中心に排除するという形で保護を図っておりますので、ご指摘のございました外来種対策、ニホンジカ等特定の増加している動物の食害等の問題は、別の問題として検討させていただきたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>委員の方で、今の説明以上にコメントすることがございましたら、お願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>いわゆる動物の被害や外来種の問題につきましては、また別の時点で検討しないと、ならないものと思います。</p> <p>外来種の方からご説明しますと、セイタカアワダチソウがかつては増えたのですが、今はその繁殖の程度はかなり減ってきています。ああいうものにも、1つの波を打つ消長がかなりあるんだろうと見ています。山梨県では少ないですが、やがて山梨県に影響してくると思いますが、泥沼の植物で皆さんがよく知っているのはホテイアオイであるとか、田の中にはあんまり出てこないんですが、ウキアゼナとか等そういったものが非常に増えて、一番良い例がボタンウキクサ、一般に販売されていますが関西では増えています。</p> <p>そういったものが、山梨県でも増えてくるのではないかと思います。</p> <p>外来種増殖・繁茂は波がありますので、それをどのように扱うかということは、行政と保護する立場のものとのなかでどのように処理していくかということは、難しいことが出てくるのだと思います。ただ、外来種は非常に増えますので、実際はそれを全部駆逐する</p>

	<p>ことは不可能ですし、大きく地球規模の生態系の消長というものがありますから、日本の国のものというものは、小さな点になってしまっていますので、どうにもならないという大きな流れの見方も出ています。このため、こういった問題は、将来への見方だと思います。</p> <p>動物に対する被害というのは、10年位前から尾瀬や北アルプスの麓等で様々なニホンジカの害が出ていまして、国の重要種の1Aのランクになっているものの集団が北アルプスの麓でなくなってしまったという例もございます。その原因は、ニホンジカであると分かっているのですが、動物保護の問題から解決が難しい状態です。さらに、狩猟の範囲もありますので、見ているだけになって困っているようなのですが、そういったことは将来の問題として、日本全体の生態系の中で考えていかなければならないだろうと、地方の専門家の中でも議論されています。そういったものを受けて地方でもやっていかななくてはならないだろうと考えています。</p>
会長	<p>ありがとうございました。委員さんの質問に対して、事務局及び委員さんからご回答いただきました。</p>
委員	<p>動物関係におきましても、例えばアライグマやガビチョウのように外来種が増えてきています。外来種による被害についての詳細な研究はまだありませんが、例えば本県の代表的な野鳥であるウグイスとガビチョウは、餌場エリアが競合します。詳細は研究途上ですが、こういった点で外来種により在来種の動物が害されるということは考えられます。</p> <p>動物による被害ということでは、特に高山植物がかなり荒らされているというご報告が山岳関係の皆さんから寄せられています。</p> <p>本来、標高の低いところで生息していたニホンジカ等の動物が標高3,000mのところに登っておりまして、従来、高いところに生息していたカモシカが、ニホンジカに追いやられて標高の低いところに来てしまったようなのですが、これは、中込委員からご指摘がありましたように、大きな意味で捉えていかなければならないという問題がございます。</p>
会長	<p>質問に対して事務局及び2人の委員からご回答をいただきました。本件とは別個に将来的に検討していくということでございます。</p>
委員	<p>この保護に関する条例については、ぜひ、このようにしていただ</p>

	<p>きたいと思います。</p> <p>この指定は希少野生動植物を対象になされているのですが、自然の生態系の保護・保全の面でいいますと、固有のものだけでなく、特に本県の場合は、亜高山帯、高山帯に咲く高山植物が多くあります。これは本県の宝でもあるわけであり、これらをどのように保護・保全していくかということは重要な問題だと思います。</p> <p>本県では、この条例を定めるにあたって、自然公園法や自然公園法の特別保護区域の指定によつての兼ね合いから見れば、私の発言は必要ないかも知れませんが、山梨県として宝物を保護する。例えば、保護区の指定という定義があるわけですが、指定種の植物のあるところという定義になっていますので、そうでなくてももう少し広い意味での高山植物という面も少し組み入れておいてもらえれば、よかったかと思います。</p>
みどり自然課長	<p>保護区につきましては、現在指定するところまで、情報等の整理が至っておりませんので、今後の課題とさせていただきたいと思います。</p> <p>種の指定につきましては、今回ご提案させていただきましたもの以外にも、本県固有のもの等がございますので、継続して専門家の先生方に専門委員になっていただいて、継続調査を続けて参ります。必要に応じて追加指定、あるいは残念ながら絶滅した種につきましては、指定の削除等をさせていただきたいと思っております。</p> <p>本日提案させていただいている種が、ずっと固定というわけではございません。今後の状況を見ながら、気温の上昇等、人為的以外の自然環境等に起因する絶滅のおそれもあるものもございます。そこまでは、この条例では拾いきれませんので、この条例の対象は、ご説明させていただきましたように、あくまでも、人為によって絶滅の危機のおそれのある種を、それを禁止する等の規則で守っていききたいという考えでございます。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>この議論をする中では、この案のように決まったのですが、今のご発言のようなことの方が、議論の中心になってしまいます。そのことによりかなり時間をとった結果でございます。</p> <p>この指定(案)に入っている、写真にあります18種ですが、以前に高山植物の保護条例がございましたが、22種あったのですが、</p>

	<p>レッドデータブックを作成する際に4種が外れました。</p> <p>この4種を外して18種が、新しい条例ができる時に、以前の条例は廃止することになっていきますので、県として指定種として第1ラウンドとして指定しなければならないというもので、指定の案に入れたものです。</p> <p>それ以外に、泥沼のものが入っているのですが、その仲間というのは沢山あります。これらをはじめからあげてしまって、規制してしまうと、河川工事や水田の基盤整備もできなくなってしまうので、そういうものは、将来どういうふうに調整したらよいだろうかという議論の中で、関係機関と調整しながら規制や保存の形を作っていこうということで、順次進めていくこととして抜いてあります。</p> <p>今回あげてあります、ヒメマツカサススキとヒツジグサとカリガネソウですが、従来、ヒツジグサなどは、その辺のチョットした沼にあったのですが、ここ2～3年の調査で、生息地が1箇所のみとなってしまう。他の箇所はいつの間になくなってしまったということなので、そういうものもあります。</p> <p>ヒメマツカサススキは、田の畦に生えているカヤツリグサの細いのじゃないかというようなものなので、河川工事等で重機で搦われると、それで終わりです。これはあまり増えるものではありません。そういうものがありますので、こういったものは注意を喚起するという意味で第1ラウンドに入れておこうということです。</p> <p>カリガネソウの生息地は敷島地内で2箇所しかないのですが、火を付けて燃やすとそのままになってしまうので、芝焼きも困る状況です。芝焼きの禁止もできないので、これは、指定しておいて、将来どういう形にしようかなということで、一番困るものだけを第1段階で入れたということです。あとは、みどり自然課長さんが説明したように、各機関と相談しながら、順々に指定していこうと考えています。</p>
<p>会長</p>	<p>指定は固定したものではなく、将来の加除があり得るということで、今後の検討を行うと理解させていただきました。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>今回の指定は、種の保護ということですから、これでよいですが、申し上げたいのは、高山植物等を守っていきたいので、そのためには、自然公園法がありますが、高山帯の環境を守る、あるいは植物を守るということを付け加えてもらえればよかったなという意味</p>

<p>会長</p>	<p>合いでございます。</p> <p>事務局のご意見等はございますか。</p>
<p>みどり自然 課長</p>	<p>ご意見として受け止めさせていただきまして、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
<p>委員</p>	<p>この条例が、前の高山植物保護条例とともに、非常に強い味方になっていると思います。種の選定は、この案でよいと思います。</p> <p>ランニングする中で、様々な変化が出てくるとは思いますが、審議会ですら随時検討していただければと思います。</p> <p>ただ、検討事項になるとは思いますが、特定の方で、山梨県以外で採取されたものは、流通してしまうこととなります。例えば、長野、静岡のタカネビランジだったら、山梨県で流通してしまうということがありますので、規制の網を被せても、山梨県内で流通する可能性は高いと思いますので、周囲の市町村にも働きかけて、種の保存法というものがありますが、種の保存法による指定は非常に少ないですから、そういう意味で全体で守るようにしていければよいと思っております。</p> <p>もう一つ。論議から外れるかも知れませんが、条例の運用だと思っておりますが、この18種を保護するために様々な人が現場で努力しております。山岳連盟のレンジャーやボランティアの皆さんが本当に一所懸命に活動してくださっておりますので、そういう活動をなお一層広げていただきたいと思っております。</p> <p>そういう中でNPO法人を育てたりして、県民一体となって、条例の運用がうまく行くことを、事務局の方で検討していただければと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>これも意見として承っていただきたいと思っております。</p>
<p>みどり自然 課長</p>	<p>2点のご意見をいただきました。参考にさせていただきたいと思っております。長野等の隣接県につきましては、本県がこのような条例を制定したということで、協力を求めたいと思っておりますし、高山植物等の業者を届け出ることになりますので、仕入れ等の調査をしっかりとるような形で不正なものの流通のないように努力したいと思っております。</p> <p>それから、県のみが努力しても野生動植物の保護というものはで</p>

委員	<p>きませんので、県民とりわけ知識の長けたNPOの方、ボランティアグループの皆さんの協力がなければできませんので、私どもの方から、ぜひ、よろしく願いたいと思います。そういう働きかけはしていきたいと思います。</p> <p>素晴らしい案だと思います。現場をいつも見ている中で、実践的な行動計画がなかなかない。そんな中で、ご専門の先生がいらっしゃいますが、ぜひ、若い小学校、中学校の理科の先生達に協力してもらって、この調査研究を進めていながら、環境保護、環境保全、そして絶滅危惧種の保護ということを進めていく計画を立てていただければと思います。</p> <p>もっと、若い先生方にも加わってもらえば、環境の大切さというものが理解できるのではないか。</p> <p>そしてまた、ごみ処理の問題につきましても、毎日ごみ拾いしているのですが、毎日タバコと缶が同じところに落ちているような現状です。口先だけで啓発だといってもだめですから、計画を進めるように各市町村長さん達もいらっしゃいますので、「うちの町ではこういうことをやったぞ、うちの町ではこうだぞ」というようなことをできるようにお願いをしておきます。よろしく願います。</p>
会長	<p>ご意見いただきましたありがとうございます。</p> <p>それでは、「指定希少野生動植物種等の指定」について、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし</p>
会長	<p>それでは、当審議会として、県からの諮問のとおり、異議ない旨決定されましたので、そのように県に回答したいと思います。</p> <p>次に、審議事項(4)「温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について」を議題とします。</p> <p>この件については、1月29日に温泉部会が開催されました。部会での審議結果について角田部会長さんから報告をお願いします。</p>
温泉部会長 会長	<p>資料 4により、温泉部会長が説明、報告</p> <p>部会長さんの報告が終わりました。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。</p>

委員	<p>3件掘削申請のうち2箇所が山中湖村ということでございますが、温泉法の中では直径(半径)600m以内に温泉がなければ、温泉法に沿って許可になると思います。その目的の中に宿泊施設で浴用として使用とございますけれども、日帰り温泉があるわけございまして、この目的の欄にですね、「宿泊客に限り」というような言葉が入れるかどうか、ご検討をいただきたいと思います。</p> <p>というのは、図でもお分かりのとおり、西1.6km、また北西2kmには既存の温泉があり、日帰り温泉として利用しておりますので、目的の欄にですね、「宿泊客に限る」というような目的が入れるかどうか、ご検討いただければと思います。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>本件については、事務局のほうでどうぞ申し上げます。</p>
みどり自然課長	<p>温泉の審議にあたっては、地元市町村長のご意見をいただくこととなっており、いま、ご発言のあったような内容の意見をいただいておりますので、尊重させていただきたいと思います。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>許可について反対ではありません。意見として、分かっていたら教えていただきたいのですが、大切な山梨県の財産である温泉を東京の業者さんが掘削して、揚水したいということがいくつかあるわけですね。</p> <p>どうなっているのか分からないのですが、山梨県では、一度ミネラルウォーター税がだいぶ議論されて、日の目を見なかった訳ですが、温泉についてももし税金がかからないのだったら、しっかりと課していくというような、そういう方策があっても良いのではないかと、そういうことが掘削の抑制に繋がるのではないかと思います。ですから、どうなっているのか、もしかしたら、入湯税というのがあるのですから、ちゃんと課税しているし、こういう施設を造るにあたって不動産取得税のような税金が課税されているということであれば、よろしいですけれども、そのへんのことについて、考えや実際の状況をお話しいただければと思います。</p>
会長	<p>事務局の方で申し上げます。</p>

みどり自然課長	<p>現在の温泉法の仕組みの中では、税金を取るという項目はございません。そういう考え方はございません。</p> <p>資源を保護しながらできるだけ大勢の方に利用していただくというような法律の趣旨でございます。</p> <p>それと別にお話のあったとおり、税法のほうで入湯税と建物を建てれば、そこが宅地になりまして固定資産税が地元に入るようになっております。その件については私どもの所管外でございますので、発言は控えさせていただきます。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p>
温泉部会長	<p>一つ付け加えさせていただきたいと思います。現地に行って参りまして、例えば山梨県外の業者の方が、建物を建てられて、日本人以外方もそこへお客さんとして来られる。また、富士山が見えなくなるような状況で建物を建てる。</p> <p>温泉部会としては、(申請者が)誰だから造ってはいけないというようなことはございませんので、そういうこともありますので、もうちょっとご意見があったらいただきたいのと、それから、貴重な富士山とかというような財産もございますので、景観の問題や排水だけが残って山梨県で処理しなければならないというような状況もありますので、そういうところをですね、ぜひ、他のところの部会でも、よろしく、検討をお願いしたいということでございます。</p>
会長	<p>それでは、当審議会として県からの諮問のとおり「温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可」についてはご異議ない旨決定してよろしいでしょうか。</p> <p>異議なし</p>
会長	<p>それでは、当審議会として県からの諮問のとおり、異議ない旨決定されましたので、そのように県に回答したいと思います。</p> <p>次に、審議事項(5)「地球温暖化対策部会の設置について」を議題とします。事務局から説明願います。</p>
循環型社会推進課長	<p>資料 5により、循環型社会推進課長が説明</p>

会長	事務局の説明が終わりました。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。
委員	<p>地球温暖化対策は地球レベルで大変なことでありまして、全世界でこれに向かって、いろいろと取り組んでいるわけですが、本県におきましても、循環型社会推進課長さんからお話がありました。循環型社会推進課が中心になりまして、諸活動を展開しているところでございます。</p> <p>身近な例でございますが、ご審議いただきました、希少野生動植物の問題におきましても、南アルプスのライチョウとか、色んな高山植物、こういうのがですね、平均気温が、1度上がるごとに絶滅に近くなっていくと、そういう危険があるわけでございます。</p> <p>それで、「まだ心配ない、心配ない」というような考えもあるのですが、ところが実際はあるところまで、つまり臨界点に達しますと、レジームシフトという言葉がこの頃流行っているわけですが、急激に絶滅に向かってしまうという現象がございます。</p> <p>例えば、琵琶湖におきまして温暖化も大きな原因でございましょう。水中における酸素が少なくなって、この現象が現実に現れているという報告がございます。</p> <p>本県におきましても、ライチョウ等、案ぜられるところでございます。ぜひとも、ただ今のように温暖化対策の部会を設置していただきまして、諸活動を展開していただくことを願うものでございます。</p>
会長	ありがとうございます。他にご意見はございますか。
飯窪委員	<p>付帯されています資料の中にあります、環境保全審議会の運営規程の中にもあって、いままで審議委員さんによって、機能的な分野で色々と審議・討議を重ねてきて、政策に活かして行くような分野、審議会への提案ができるというような機能ができておりまして、今までの部会は部会といたしまして、これから県において、環境日本一を目指すということになれば、今年は洞爺湖サミットもありますし、率先してですね、こういうような部会を設けながら、各県に遅れのないように進んでいくべきではないかと、私もこの辺は、早急に進めるべきだなと思っております。</p>

<p>会長</p>	<p>ただいま、お二方から、設置案に対して賛成の意向のご意見をいただきました。他にございますか。特になければ、「地球温暖化対策部会の設置」については、原案のとおり、ご承認いただくということによろしいでしょうか。</p> <p>異議なし</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。それでは、県議会での予算論議もあるとのことですので、それを踏まえて、4月には、規程の改正を行いたいということになっております。</p> <p>なお、部会の委員等の選任につきましては、条例施行規則によりまして、会長が指名することとなっております。</p> <p>これについても、規程の改正と合わせて、4月に地球温暖化対策部会を設置した時点で、指名させていただくということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>その他意見はございますか。</p> <p>特にないようであります。議事については、以上で終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
<p>3 閉 会</p>	
<p>司会</p>	<p>長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。</p> <p>以上で、本日予定いたしました議事は、全て終了いたしました。</p> <p>次回の審議会は、日程が決定次第ご案内をさせていただきます。</p> <p>これをもちまして「第22回山梨県環境保全審議会」を閉会とさせていただきます。</p>